

部活動方針

令和7年 4月 1日
愛知県立衣台高等学校

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として、健全な心身の成長を促すとともに、生きる力の育成や豊かな学校生活の実現を図る。
- (2) 技術・競技力の向上や作品・表現の発表などにより、達成感や自己肯定感を涵養するとともに、部員同士の協力や切磋琢磨により、豊かな人間関係を築く。
- (3) 余暇の善用を図り、スポーツ・文化・科学等に親しむことで、その楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育む。

2 本年度の部活動

- (1) 本年度設置する部活動

ア 運動部

硬式野球 陸上競技 バレーボール バスケットボール 卓球
ソフトテニス サッカー ハンドボール 剣道 弓道

イ 文化部

合唱 英語 日本文化 吹奏楽 情報

- (2) 活動日及び活動時間について

ア 休養日

(ア) 週2日（平日1日、週休日等1日）以上

(イ) 又は、上記（ア）に相当する休養日数を確保するよう努める。

イ 活動時間

(ア) 平日 2時間程度

(イ) 週休日 3時間程度（大会や練習試合等を除く）

(ウ) 長期休業中 3時間程度（大会や練習試合等を除く）

ウ 活動日設定に関する配慮事項

(ア) 定期考査発表日の授業後から考査終了までは、部活動を禁止する。

(イ) 上記（ア）の期間内、又は考査・テスト後1週間以内に公式大会が実施される場合は、所定の届けを提出して、部活動を行うことができる。

(ウ) 県大会以上の大会に参加する場合については、別途審議する。

(エ) 年末年始の学校閉学日は、部活動を禁止する。夏季休業中の学校閉学日については、大会等がある場合、届けを提出して部活動を行うことができる。

- (3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下のとおりとする。

ア 県高体連・高野連・高文連が主催・共催する大会とする。

イ その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する。

3 部活動運営

- (1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導において体罰等は決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。

- (2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことである。顧問としてこの部活動方針に基づき、活動計画・活動時間・休養日等を明確にして、保護者に示す。